

県立学校無線アクセスポイント移設工事 仕様書

1 適用

この工事仕様書は、県立学校無線アクセスポイント移設工事（以下「工事」という）において必要な事項を定める。

2 工期

契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

3 工事概要

令和3年に導入した無線アクセスポイントを、指定する場所へ移設するための工事を実施する。

4 標準仕様書

本仕様書に特記されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）によること。

5 履行仕様等

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし学校行事等において作業ができない場合等は、前項に規定する時間外であっても、学校担当者及び発注者との協議により実施することがある。

また工事に際しては、事前に発注者及び対象となる学校担当者と十分にスケジュール調整を行うこと。

6 対象施設

北杜高等学校、甲府南高等学校、笛吹高等学校、日川高等学校、塩山高等学校、都留高等学校、吉田高等学校、富士北稜高等学校、富士河口湖高等学校、ふじざくら支援学校

7 構成

- ① 仕様書（本書）
- ② 工事実施設計図面（受注者のみに提供）

8 関係法令等

受注者は、工事の施工にあたり、契約書・仕様書・諸法令・条例・規則・関係通知等に準拠して工事を遂行すること。

9 事業者の要件

受注者は次の要件に全て該当する事業者であること。

- ・ ISO27001（ISMS）等のセキュリティに関する認定、又はプライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を取得している者であること。

10 業務範囲

本工事の業務範囲は、仕様書に記載のある業務以外に、官公庁等への諸手続・検収に至るまでの一切とする。また、工事に伴う関係箇所への連絡・打合せ、その他発注者より依頼のあった関連業務を含むものとする。

1 1 留意事項

留意事項は次のとおりである。

(1) 共通事項

- ・工事実施にあたっては、関係法令基準を遵守すること。図面及び仕様書上に記載がない場合でも、システムを稼働させる上で必要となる配線、電源設備（OA タップ含む）、耐震固定工事などについては、受注者の責任において対応すること。配線工事、搬入工事にあたっては、損傷しないように適切に養生を行うこととし、損害を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。
- ・受注者は、工事着手前に対象施設の現地確認を行い、図面及び仕様内容との整合を確認すること。現地状況により施工方法、配線ルートその他施工内容に影響を及ぼす事項を確認した場合は、速やかに発注者へ報告し、その指示に従うこと。
- ・ネットワーク停止又は通信断を伴う作業を実施する場合は、事前に発注者及び対象施設担当者と日程及び影響範囲について協議を行い、承認を得た上で実施すること。
- ・図面と現地状況が相違する場合は、速やかに発注者へ報告し、その指示を受けること。

(2) 使用材料について

配線機材等は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書（最新版）にある JIS・JEC・JEM の基準に該当するものはその適合品とし、それ以外のものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建設材料、設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新版）によるものとする。また、工事に使用する材料は、仕様書に定める品質及び性能を有する新品とし、見本提出等により材料の色・材質・仕上げの程度についてあらかじめ県と協議すること。

(3) 機器設置

機器設置に当たっては、特に下記の事項に留意すること。

- ・機器 承認願により事前に承認 を受けた機器、材料を使用すること。
- ・導入する機器及び 発注者が 指示した 機器については、別途 定める 識別番号等を記載した経年変化しないシール等を 貼付 すること。また、これらの機器に関する情報を発注者の指示する項目（設置場所、識別番号、製品型名及び番号等）、様式に従って提出すること。
- ・機器設置場所については、図面で確認するとともに、施工前に各施設の担当者に再確認すること。変更要望が出た場合は、発注者に報告しその指示に従うこと。なお、変更要望に対する各施設の担当者への説明は発注者が実施する。
- ・機器設置に伴い、既設のネットワーク機器等の移動・調整が発生する場合は、受注者の責任において対応及びケーブル処理を行うこと。

(4) 配線工事

- ・フロアスイッチよりアクセスポイントへ配線を行う。
- ・LAN ケーブル については、カテゴリ 6 の LAN ケーブルを使用すること。
- ・光ケーブルについては、マルチモード(10G)を使用すること。
- ・既設の LAN ケーブルでコネクタに不良なものがあれば適宜交換を行い、通信確認を行うこと。
- ・ハブ等のネットワーク機器については、ケーブルが接続されない空きポートを埃等か

ら保護するため、コネクタ用ダストカバー等を取り付けること。

- ・機器設置、接続終了後は、各機器が仕様書記載の機能を満足するよう調整し、問題がないことを確認すること。
- ・その他実施に必要な部材も本工事に含めること。
- ・図面及び仕様書上に記載がなくても、ケーブル損傷等の恐れがある個所や、法令上ケーブル保護が必要な個所には、適切なケーブル保護、耐火処理等を行うこと。
- ・防火区画を渡る場合は、耐火粘土等で接続部分をふさぐこと。
- ・工事完了後は通信試験を実施し、無線アクセスポイントが正常に動作することを確認すること。また、当該アクセスポイントを経由したネットワーク通信について正常であることを確認すること。

(5) 既存アクセスポイント設定変更

既存アクセスポイント設定変更については、保守業者と必ず協議・調整を行い、保守業者の指示に従うこと。

県立学校無線 LAN システム保守業者

株式会社サンテレコム

住所：山梨県甲府市中央二丁目 1 3 番 2 号

電話：055-221-1144

(6) 発生材及び廃材の処理・不要機器の廃棄

本工事において、引渡を要しない発生材、廃材等の処理は受注者の責任において関係法令に従い行うこと。なお、発生した既設取付金具その他撤去部材については、発注者が特に指示する場合を除き、受注者の責任において適切に処分すること。

1 2 安全管理

受注者は、工事の施工にあたって災害、公害及び、危険防止のため、建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関連法令等に従い、十分な策を講じて工事を進捗させること。また、施工中に発生した工事による公害及び近隣よりの苦情に対しては、受注者の責任において解決を図ること。

1 3 災害防止等

作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し、現場管理を十分に行い、災害防止に努めなければならない。工事現場における資材等の整理整頓・清掃等を行い、更に火災、盗難予防等 工事現場の管理に万全を期すこと。

1 4 工事後

工事完了後は書面をもって県に報告すること。また完成図書等は、下記のとおり作成し、その指示する様式、部数を納入するものとする。なお、完成図書は電子データ（Microsoft Office 形式又は PDF 形式）により提出すること。

- (1) ネットワーク構成図
- (2) ケーブル配線図
- (3) 機器一覧
- (4) 試験成績表

- (5) 工事写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの。機器設置状況、配線状況、ラベル貼付状況、試験状況その他発注者が必要と認めるものを含むこと。）
- (6) 使用資材仕様書
- (7) その他県より指示のあったもの

1 5 協議等

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。